令和３年度第４回大阪府教育行政評価審議会

※□内は委員から事前聴取した意見

１　日時　　令和３年１０月２８日（木）13:00～15:00

２　場所　　府庁別館６階　委員会議室 ※委員はWeb参加

３　出席委員　　明石会長、小田委員、藤田委員、渡辺委員

４　議事概要

（１）審議

○　資料１「令和２年度における新型コロナウイルス感染症対応について（主なもの）」により、事務局から説明。

〇　委員から質問

＜委員＞

7月に府立学校で感染者が出た場合、概ね３日間の休業と基準を決めたとのことだが、それ以前に感染者が出た場合の対応については府教育庁から基準の提示はあったのか。

＜事務局＞

府立学校において、学校再開後では令和２年7月に1人目の陽性者が出ている。

陽性者が出た際の対応については、令和2年1月に大阪府内で初めて陽性者が確認された時点で通知を発出している。その後、国からも通知があり、2月にも対応が変更となったため、変更内容についても通知を行った。

その後、学校再開に向け、国が「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成。それに基づき、府も「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」と、市町村向けの「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を5月28日に作成し、周知した。

＜委員＞

基準決定以前にもきちんと対応いただいていたとのことで安心した。

＜委員＞

6月の臨時休業後から徐々に分散登校に始まってきた段階で、ＩＣＴの推進という観点も含め、家庭と学校を繋ぐという意味で、ZoomやTeams、Google meet等、いろんなツールを活用しながらコミュニケーションを図っていったと思う。

その際、ライセンスや、時間制限、参加人数の制約の問題等、様々な課題があって、使用するツールが変化してきたと思う。また活用のしやすさ等も考慮したとき、どのコミュニケーションツールを使用するかという点に関し、何か方向性を示したり、今後共通したツールの使用を指示する等の検討はしているか。活用の仕方の点で言うと、一つの方向性を持った方が教員や保護者もわかりやすいのではないか。

＜委員＞

府内におけるオンライン授業の実態や課題についても、併せてご回答いただきたい。

＜事務局＞

オンラインを活用した学びの保障を実施するにあたり、全ての府立学校で活用できるよう、令和2年6月に無償の学習支援ツールであるGoogle workspace for Educationを導入した。併せて、各校に対し、当該ツールの利用を前提とした具体的な利用方法や、利用場面などを想定したマニュアル等を示している。各校においては、教育庁からの資料等を活用しながら、生徒の状況、学校の状態に応じて適切なツールを活用しているとところ。

府内におけるオンライン授業の実態や課題については、臨時休業や新型コロナウイルスの感染拡大に関わる不安を感じて登校しないという生徒がいるため、児童生徒等に対し、まずは規則正しい生活習慣を維持することを大事にするとともに、学習に著しい遅れが生じることがないよう、オンライン等を用いた学びの保障を実施することが非常に重要と考えている。そのため、ハード面の整備として、府立学校に対しては1人1台端末を整備していくとともに、自宅等の通信環境が整わない児童生徒が少なからずいるため、児童生徒を対象としたモバイルルーターの貸し出しを行っている。

また、各校においてオンラインを活用した学びの保障の具体的な手法等を定めたガイドラインを作成し、あらかじめ校内体制を構築しておくとともに、教育庁として、充実した学習環境の提供の観点から、同時双方向型学習等を積極的に活用するように求めている。

オンラインを活用した学びの保障に関する課題としては、昨年度から各校で様々な取り組みが実施されているものの、1人1台端末の配備が完了した直後であることもあり、ＩＣＴ活用に対する教員のスキルに差がある点が考えられる。この点については、教員の端末の活用方法等の理解促進に向け、例えば研修の開催や、具体的な活用事例の提供等を行っているところ。引き続き、活用を図ってまいりたい。

＜事務局＞

府立支援学校での状況についてご説明する。支援学校のうち、自分で登下校できるような生徒については、先ほど説明があった府立高校と同様のスキームでオンラインを活用した学習保障に取り組んでいる。

一方、他の支援学校については、各児童生徒の状況が様々であることから、一律に同時双方向型の授業を実施するのは難しい状況。そのため、今年度、昨年度とも、休業期間中では、例えば授業動画を学校のホームページにて配信を行う、学習プリントなどをあらかじめ用意するなどの対応を行った。昨年度は児童生徒に応じた個別対応等が求められ、混乱が生じたが、この点については非常に教員の方々にご尽力いただいた。現在は状況が一定、安定化してきているため、昨年ほどの混乱が今年度生じることはなく、スムーズに教材の提供ができてきているという状況。

また、もともと基礎疾患のある児童生徒も非常に多く在籍している。そういった児童生徒については、学校再開後も不安を感じているため、引き続き登校を控える場合がある。このような場合も、同様の取り組みを継続していくことで、学習機会を確保している状況。今年度については、昨年度の様々な工夫等を活かし、スムーズにオンライン等を活用した学習支援の取組みを展開している。

＜事務局＞

小中学校について。先ほどの高等学校や支援学校の取組みと内容が重なるところもあるが、昨年度当初に一斉の臨時休業があり、その時点では各市町村のＩＣＴの整備状況は様々であったが、その中でできる限りの対応をしていただいた。例えば授業動画の配信については、ほとんどの市町村で実施されており、中には同時双方向型での授業を実施した市町村もある。

その際の課題としては、インターネット回線がないご家庭に対してはこの方法による対応がなかなか難しいということ、また小学1年生から６年生では発達段階に差があり、小学校低学年の児童にＩＣＴの端末を扱わせることがなかなか難しいというものがあった。各学校では個別に学習課題をプリントにし、各家庭に配ったり、一部どうしても家庭で学習ができない子どもたちについては、学校に登校をしてもらい個別に指導するという対応をしてきた。

昨年度末に国のＧＩＧＡスクール構想が前倒しとなり、全ての市町村で1人1台端末が既に導入、整備されている。今年度も臨時休業等が生じたが、1人1台端末を活用しながら、端末を持ち帰らせ、授業動画を配信する、端末に入った学習ドリル教材を家庭で行う等の対応を行っている。また、インターネット回線のない家庭については、高等学校と同じようにモバイルルーターを貸し出す取組みを実施している市町村もある。

＜委員＞

給食については大阪府から何か要請は行ったか。

＜事務局＞

給食については、学校再開にあたり国から示されたマニュアルがあり、その中で、学校給食については、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、食事等は感染リスクが高い活動でもあることから、学校給食衛生管理基準に基づいた調理作業や配食を行うように徹底する旨、記載がなされている。また給食の配食を行う児童生徒や教職員の発熱等の症状の有無、衛生的な服装、確実な手指洗浄、給食当番の活動が可能かどうかの毎日の点検、それに併せ、会食にあたり飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控える等の対応を行うようにも、国マニュアルに書かれており、それに府として、一度配食した給食を食缶に戻さない、おかわりをする際に多くの児童生徒がおたまやトングを触らないよう注意いただく、アレルギー対応については、これまで実施してきた事故対応・対策を改めて徹底するという点を付け加え、市町村の方に周知をさせていただいたところ。

＜委員＞

給食の件で伺うが、例えば、日中家族が家にいないため、子どもが給食をあてにして、お昼ごはんを食べていたというご家庭もあったと思うが、コロナ禍の影響でそれ叶わなくなった家庭もあるのではないか。また、企業側では、給食の専業でやっておられる企業が、例えばどこかの公園で、周知をした上で、食事を無償で配られた事例もあるとうかがった。

やはり食べるものに困っている子どもたちが多かったのだと解釈をしているが、今後ともそのような状況が出てくることも当然想定できる。教育庁のみではなく、府としてということにはなると思うが、食に困った人、子どもたちに対する支援を一律で考えていただき、方策をとっていただきたいと思う。

＜事務局＞

給食については小中学校で実施されており、基本的には市町村教育委員会での判断。一部の市町村では、給食を食べるために分散登校のときも午前、午後という分け方をとった市町村もあるし、給食を食べに学校に来るという取り扱いをされた市町村もあったと思う。

府で一律に方向性を示すというのは、各市町村の判断もある点を踏まえると少し難しいと考える。

＜委員＞

2点ご質問をさせていただく。

先日、文部科学省がこの新型コロナウイルスへの感染の不安から、全国の小中学生の3万287名が、自主休校、または学習格差が懸念されるという発表があったが、大阪府の実態はどのようなものか。

併せて、昨年度は長期の臨時休業などがあり、子ども達の感染への不安や人と触れ合うことのへの不安から、学習意欲の低下、人間関係の孤立化などの問題が指摘されてきたところ。今後、そのような子どもたちへの支援や必要と考えている取組み等があればうかがいたい。

＜事務局＞

全国では3万287名がコロナ不安により学校を休んだという報告あったが、府内では、国公私立を含め、小中学校合わせて1,268人の小中学生が新型コロナウイルスへの感染の不安による欠席をしたという状況。

学習格差の点についてのご質問であるが、府としては、臨時休業になったことを受け、学びを止めないという考えのもと、小中学生向けの家庭学習支援サイトを開設したり、臨時休業中に家庭で学習指導をするにあたり、各教科での家庭学習の内容例などをお知らせしてきた。また、各学校での授業動画を作っていく動きに対し、授業動画を作る際のポイントを示すことで、その取組みを支援してきた。

学力格差の面では、昨年度の状況が現れる今年の全国調査の結果を見ると、府においては著しい影響があったとは見受けられなかった。小学校の方では、昨年度より改善が見られる教科もあった。ただこれは大阪府全体の数値であり、個々の子どもたちの中には、いろんな家庭の状況もあり、昨年度は学力の面で十分に向上できていないという子どももいる。

このような状況もあるため、市町村教育委員会に対しては、もちろんこれまでもやってきていただいているが、全体だけを見るのではなく、個々の子どもたちの状況をしっかりと確認しながら指導に繋げてもらいたいとお伝えしている。

学習意欲の低下、孤立化という点について、今後の取組みとして、子どもたちにとって、楽しくてわかる授業作りや、集団作り等に、未然防止の観点からも当然取り組んでいくべきもの思っている。

ただ学習意欲の低下や孤立化等で悩んでいる子どもに対しては、一刻も早い支援が必要と考えており、まずは早期に発見することが一番であると考えている。その点について、今学校で年に複数回実施している生活アンケート、子どもたちそれぞれに対し、今の学校の生活状況は楽しいか等を聞いていくものであるが、このような取組みや、前の審議会でもご紹介した、子どもたちの様子を同じ基準で教員が見とり、支援が必要な子どもに気付く、いわゆるスクリーニングの取組み等を通して、悩んでいる子どもの早期発見に繋げていただきたいと考えている。

また、このような取組みにより発見された、支援が必要と思われる子どもに対しては、校内でケース会議を持ち、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）、ＳＣ（スクールカウンセラー）を含めて、当該子どものアセスメント、見立てを行い、どのような支援を行っていくかが重要であり、そのように各校には指導をしている。

一方、相談体制の充実という点で、困っている子どもたちが気軽に相談できる体制、やはり第一義的には担任の先生であり、学校の先生でもあるが、そのような気軽に相談できる校内体制を整え、また相談窓口がいまたくさんあるので、そういうものをしっかりと子どもたち、保護者の方に知らせていく。さらにＳＣにつなぎ、専門的な機関に相談に乗ってもらうというようなことも今進めている。こういったことで、支援をしてまいりたい。

＜事務局＞

ご質問いただいた点については、高等学校も小中学校にかなり近く、同じような実態がある。取組み等についても、同様のところではないかと考えている。

特に高等学校において、臨時休業や感染拡大に係る不安を感じ、登校しない生徒については、ご指摘のような課題を抱えている可能性が非常に高いと考えている。

そのため、府立高校においては、登校再開後すみやかに、対面により速やかにあの学習状況や、心理状況等を的確に把握するよう指示している。併せて、必要に応じて学習支援員や、ＳＣ、ＳＳＷと外部人材とも連携をした、きめ細やかな支援を行うということを実施している。また、生徒が1人で悩みを抱え込むことがないよう、ライン相談など各種相談窓口も活用するということで、生徒等へ周知等を行っております。

現在の状況で言うと、平時に環境が徐々に戻っていくと想定される。この間、児童生徒等に対して様々な影響が起きている可能性も踏まえ、今後はこれまで以上に、生徒個々の状況に応じた適切な支援をしていかなければならないと考えており、同時にお互いの違いを認め合うという点での人権教育についても充実させていかなければならないと考えている。

○　資料２「新型コロナウイルス感染症の影響による重点取組への影響」により、事務局から説明。

○　委員からの意見を聴取。

〇　欠席委員から事前聴取した意見を紹介

＜事務局＞

昨年度の教育政策を概観すると、新型コロナウイルス感染症対策対応のため、多くの事業はＩＣＴ活用に切り替えて実施した。この対策内容には相当の工夫・努力があったものと考える。ＩＣＴ活用方法には、いつでもコンテンツを視聴できるようなオンデマンド方式と同時双方方式がある。今後ＩＣＴを活用して事業を実施するにあたっては、事業の特性を精査し、最大の効果を上げられるよう、実施方法を見極めることが必要。

教育活動には、人格と人格との触れ合いという要素が本質的に含まれていこの中における教育の実施方法を検討する際、この要素もしっかり考慮していただきたい。

実施手法の工夫などによりできるだけ取り組みは実施していただいているが、それでもなお新型コロナの影響により運動機会は減っている。

体育系の事業に関しては、ＩＣＴを活用するにも、代替の利かない内容が多く含まれているので、感染防止対策を徹底しながら、来年実施を維持することを基本に検討いただきたい。

新型コロナウイルス感染症対策においてＩＣＴの活用は急速に広まったＩＣＴの活用は例えば、家庭との連絡をよりスムーズにできるなど、今後の教職員の業務改善にも繋がりうるものと考え、ぜひ今後の働き方改革を進めるにあたって効果的に活用してほしい。学習保障や心のケアのための外部人材の活用は非常に重要。可能であればこうした人的支援の継続が望ましい。

新型コロナウイルスの感染状況が今後どうなるかまだまだわからない。コロナ禍での子どもたちの学習や心への影響は大きく、今後もそれが続くことも想定される。

子どもたちの学習保障や心のケアのため、また現場の教員の働き変えた改革のためにも、外部人材の活用などを引き続き充実した人的支援をお願いする。

〇　出席委員から意見を聴取

＜委員＞

昨年の経過を見ると、手洗い、マスク、消毒が徹底されることで、例えばインフルエンザ感染症が非常に少なくなり、ほとんど見られなくなった。必要に応じたマスクや手洗い、消毒、換気といった基本的な感染予防策が、新型コロナウイルス感染症以外にも効果があることが改めて明らかになったのは、非常に大きな意味があったと思う。

もう一点、支援学校では２か月遅れの6月から分散登校で学校が再開したことについて、低学年の子ども、特に一年生がこの不規則な状態をどのように受け入れていくのか関心があった。各校に可能な範囲で聞いてみると、意外と大きな影響やトラブル、混乱は少なかったとのこと。その理由は、4、5月の段階で、担任紹介や学校案内の動画を作って各家庭に送り、子どもたちがそれを何回も見ていたということがあると聞いた。この取組みにより、実際に学校へ登校した際もスムーズに学校生活を送れている。

こういった取り組みが非常に有効だという経験は、今後の非常に場面の切り替えが難しい子に対しての対応にも繋がってくる。こうした予測困難な状況の中でも得られるアイディア集のようなものがあると、これから様々な場面に応用されてくると思う。

＜委員＞

昨年度のコロナ禍という誰も経験のしたことのない状況の中で、また府教育庁でも働き方が制限されていた中で対策を考えていただき、実施していただいたことに、保護者としては感謝しかない。スムーズに学校を再開していただいたことも感謝している。他の委員の方々の意見にもあったが、コロナ禍によってＩＣＴ化が進んでいったことが、今後の先生方の働き方改革や、委員からの意見にあったような、例えば切り替えが難しい子どもに事前に動画を見てもらう取組みなど、今後に生かしていただけることを期待している。

＜委員＞

昨日、病院を経営されている方にお会いした際、やはり手洗いやうがいといった基本的な感染予防や、例えば家に帰ったら真っ先にお風呂に入るというような習慣づけが一番大事だと言っていた。また、病院では行き帰りの動線を大事にしているとのこと。動線の取組みは、実際に小学校に伺ったときも、右側通行を実践されていた。

今、感染者が表面的には少なくなっているが、やはり気を緩めてしまうとよくないので、やはり子どもたちにも、マスク、手洗い、うがい、お風呂に入るっていうような基本的な感染予防策を周知いただければと思う。

＜委員＞

このコロナ禍で、心身の不調とか、人間関係の不安などを抱える子どもたちがやはりいると思う。引き続きスクールサポート体制の支援をお願いする。

また、学力の著しい低下は見られなかったとのことだが、それはこの間の授業確保の努力や、きめ細やかな学習指導、また家庭学習支援などの取組みの結果だと思う。その学力を支える生活面や、人間関係などについて、さらに実態を把握するとともに、学力向上施策に取り組んでいただきたい。

新たな感染症がいつ起こるかも分からない中で、子どもたちの発達段階とか、各家庭での実態等の配慮も必要だが、ＩＣＴ教育については教員のスキル格差も指摘されている。一層環境を整備していただくとともに、教員の資質向上の研修なども進めてもらいたい。

＜意見まとめ＞

＜委員＞

ＩＣＴの活用を一層最大効果があげられるようしていただきたいというご意見と、やはり子どもたちとの触れ合いは、人と人との触れ合いが基本、体育活動においても、対面実施の維持を基本としていただきたいというご意見をいただいている。

教職員の働き方改革にあたり、ＩＣＴの活用が急速に広まっているので、それをより効果的に活用してほしいというご意見があった。また、子どもたちの学習保障や心のケアにつきましては、外部人材の活用が非常に有効であり、継続して支援をお願いしたいというご意見をいただいている。

昨年度を振り返り、手洗い、マスク、消毒といった基本的な感染予防を徹底していくことは非常に効果がある。

また、6月以降、支援学校等においても分散登校が始まったが、きめ細やかに家庭と連携をして、動画などを活用することで子どもたちの分散登校もスムーズにいったとのこと。今回の経験や様々なアイディアを生かし、今後応用していっていただければとのご意見をいただいた。

この間コロナという未経験の事態への対応で、府庁の皆様も大変ご努力をされたことに対し、まず保護者として感謝申し上げるとともに、ＩＣＴの進展が教員の働き方に活かされると良いとのご意見をいただいた。

病院関係者の話からも、手洗い・うがいなど基本的な感染予防を習慣づけることが最も大切であり、また人の動線も考え、感染防止を今後とも気を緩めずに徹底していくことが望まれるとのご意見をいただいた。

〇　会長より、事務局に整理した委員の意見をまとめ、本日の審議結果につきまして案を作成するように指示。案については、委員に改めてご確認いただくこととなった。

（２）閉会

○　閉会にあたり、大阪府を代表し、教育監よりあいさつ

＜事務局＞

委員の皆様には4回にわたり、本当に活発なご審議をいただいた。心より感謝申し上げる。また今年度は、本日第4回目として新型コロナウイルス感染症による教育行政への影響についてもご審議いただいた。例年にない対応であったにも関わらず、貴重なご意見をいただき、重ねてお礼申し上げる。

それぞれの委員の皆様からいただいたお話を伺うと、学校は学びの場であるとともに、集団の中で成長する場、あるいは安心・安全な居場所という側面もあると改めて感じた。

ＩＣＴの活用で進展があった部分もあるが、昨年度の2ヶ月間の臨時休業により、止まっていたこと、できなかったこともたくさんあったと思っている。その影響がないのかあるのかについて、私たちはこれから長いスパンで、子どもたちの変化を見逃さないようにしていかなければならないと思っている。

頂戴したご意見については、審議会における審議結果として報告書に記載し、9月府議会に報告するとともに、教育庁において今後検討をして参りたい。

4回の審議会について、お忙しい中、本当にありがとうございました。

〇　閉会